

別表第1 適用除外の基準（第13条第3項～第6項）

ア 寄贈者名等の表示・管理用広告物等（第13条第3項）

項目		地域	禁止地域等	禁止地域等以外の地域（以下「許可地域」という。）
寄贈者名等 を表示する もの	表示面の投影面積 が2㎡以下のもの	設置個数	施設又は物件当たり1個以下	
		表示面積	表示面の投影面積の4分の1以下かつ0.1㎡以下	
	表示面の投影面積 が2㎡を超えるもの	設置個数	施設又は物件当たり1個以下	
		表示面積	表示面の投影面積の20分の1以下かつ0.5㎡以下	
管理用 広告物等	土地を管理するた めのもの	設置個数	5,000㎡につき1個以下	3,000㎡につき1個以下
		表示面積	1個当たり2㎡以内	1個当たり3㎡以内
	物件を管理するた めのもの	設置個数	通常必要とする最小限の数	
		表示面積	1個当たり1㎡以内	

イ 自家用広告物等（第13条第4項）

項目		地域	禁止地域等	許可地域	
自家用 広告物	一の事業所又は作業場当たりの広告物等の表示面積の合計		15㎡以下	20㎡以下	
	建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面（塀等を含む。以下同じ。）に表示し、又は掲出するもの	表示面積	一壁面につき広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡）以下	一壁面につき広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
			突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
			設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。	
	壁面から突き出すもの	壁面から突き出すもの	一表示面積	3㎡以下	
			突出幅	事業所等の敷地内かつ壁面から1m以下	
			上端の高さ	軒の高さ以下	
			設置個数	1個以下	
	屋上に表示し、又は設置するもの	屋上に表示し、又は設置するもの	一表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡）以下	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
			突出幅	壁面から突き出してはならない。	
			上端の高さ	軒の高さの3分の4以下	軒の高さの3分の5以下
			設置個数	1個以下	
			建築物等から独立したものの	総表示面積	3㎡以下
		上端の高さ	7m以下	15m以下	
	突出幅	事業所等の敷地から突き出してはならない。			
	設置個数	1個以下	2個以下		

自動車又は鉄道等車両に表示する自家用広告物	一表示面積	10㎡以下
	一車両当たり 総表示面積	15㎡以下
	設置形態	窓その他のガラス部分、タイヤ等又は車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。
工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。	

ウ 禁止物件に表示し、又は設置する自家用広告物等（第13条第5項）

物件の区分		地域	禁止地域等	許可地域		
鉄塔、煙突、タンク等に表示し、又は設置する自家用広告物			一表示面積が投影面積の5分の1以下かつ表示面積の合計が20平方メートル以下	一表示面積が投影面積の5分の1以下かつ表示面積の合計が40平方メートル以下		
景観重要建築物及び景観重要樹木に表示し、又は設置する自家用広告物	一の物件当たりの広告物等の表示面積の合計		15平方メートル以下	20平方メートル以下		
	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面（塀等を含む。以下同じ。）に表示し、又は掲出するもの	設置面積	一壁面につき広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5平方メートル（軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、10平方メートル）以下	一壁面につき広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下	
			突出幅	壁面の端から突き出してはならない。		
			設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。		
	壁面から突き出すもの	一表示面積	3平方メートル以下			
		突出幅	事業所等の敷地内かつ壁面から1メートル以下			
		上端の高さ	軒の高さ以下			
		設置個数	1個以下			
	屋上に表示し、又は設置するもの	一表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5平方メートル（軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、10平方メートル）以下	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下		
		突出幅	壁面から突き出してはならない。			
上端の高さ		軒の高さの3分の4以下	軒の高さの3分の5以下			
設置個数		1個以下				

エ 許可を受けることにより適用除外となる広告物等（第13条第6項）

公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物等		一表示面積	30㎡以下
自動車又は鉄道等車両に表示する広告物	鉄道車両又は自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を利用する広告物等		一車体当たりの総表示面積が、車体の表面積(道路、鉄道、軌道又は索道に接する側の面を除く。)の10分の3以下であること。 窓その他のガラス部分、タイヤ等又は車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。 車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件(自家用広告物は除く。)を設置しないこと。
	自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車		窓その他のガラス部分、タイヤ等又は車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。 車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件(自家用広告物は除く。)を設置しないこと。
	上記以外の自動車を利用する広告物等		一側面における表示面積が1.8㎡以下で、かつ、後面における表示面積が0.6㎡以下であること。 車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件(自家用広告物は除く。)を設置しないこと。
自家用広告物	共通基準		一の事業所又は作業場当たりの表示面積の合計は30㎡以下であること。
	建築物等に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	一壁面につきその壁面面積の5分の1以下かつ5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡)以下
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。
		設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。
	壁面から突き出すもの	一表示面積	3㎡以下
		突出幅	壁面から1m以下
		上端の高さ	軒の高さ以下
		設置個数	一事業所当たり1個以下
	屋上に表示し、又は設置するもの	一表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡)以下
		突出幅	壁面から突き出してはならない。
		上端の高さ	軒の高さの3分の4以下
		設置個数	一事業所当たり1個以下
	建築物等から独立したもの	一表示面積	3㎡以下
上端の高さ		7m以下	
設置個数		2個以下	
突出幅		道路上に突き出してはならない。	
広告物等相互間距離		5m以上	
鉄道等との距離		20m以上	

道標	電柱類を利用する広告物	袖付広告	広告物の大きさ	縦1.25m以下 横0.45m以下
			突出幅	柱から1m以下
			設置個数	1個以下
		塗装広告又は巻立広告	広告物の大きさ	縦1.8m以下 横0.5m以下
			下端の高さ	地上から1.3m以上
			表示面数	柱1本当たり2面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。
		消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	一表示面積0.32㎡以下
			突出幅	支柱から0.8m以下
			表示面数	支柱1本当たり2面以下
	設置個数		支柱1本当たり1個以下	
	その他の道標	設置個数		一の道路の路線につき2個以下
		1の建物、施設等への案内を示したもの	一表示面積	2㎡以下
			上端の高さ	3m以下
2以上の建物、施設等への案内を示したもの		一表示面積	10㎡以下	
	上端の高さ	5m以下		
バス停留所	建築物等に表示し、又は設置するもの	バス停留所の上屋に添加するもの	一表示面積	2平方メートル以下
	電柱類を利用する広告物	バス停留所標識利用広告	一表示面積	表示板の一表示面積の3分の1以下

備考

- 1 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1未満であるものに限る。
- 2 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 3 「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 屋根等に表示し、又は設置するものは、屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 5 煙突等の工作物に表示し、又は設置するもののうち、その側面を利用するものにあつては壁面に表示し、又は設置するものとみなし、側面より上方を利用するものにあつては屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 6 道標を設置できるのは、当該建物又は施設等が市内又は隣接する市町村に所在する場合に限る。